

八幡平市立寺田小学校「いじめ防止基本方針」(R6 改訂版)

2024/03/20

八幡平市立寺田小学校では、いじめ防止対策推進法や国、県及び市の基本方針を踏まえ、いじめ防止等の基本方針を以下のように定め、学校全体で組織として一貫した対応を取っていくものとする。

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。

いじめ問題はケース事に様々な問題が絡み合い人格を傷つける。学校ではいじめ防止等の対策を定めることにより、いじめは児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを内外に示し、児童の生命・心身を保護し、いじめの抑止につなげていく。

また、いじめ情報を教職員個々に抱え込まず、学校全体で共有し組織として一貫した対応をとる。いじめ未然防止の手立てを学び、早期発見の感性を磨くなど教職員のスキルアップを図るとともに、日頃から家庭、地域、関係機関との連携を密にし、児童に安心・安全な学校生活の構築に努めていく。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）【法第2条】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの様態の具体（国「いじめの防止等のための基本的な方針」による）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) いじめにあたるかどうかの判断

- ・表面的・形式的に行う、のではなくいじめられた児童の感情に寄り添い、共感的に進める。
- ・いじめ認知は、教職員個々の判断によることなく、軽微と思われるものであっても校内「いじめ防止対策委員会」での議論を行い、共通理解・認識の下、適切に判断する。

(3) いじめ解消の定義

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはしない。
- ② いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。（ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある）
 - ・いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3ヶ月を目安とする）
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（本人及び保護者へ面談等で確認）

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

(1) いじめに対する基本認識

いじめはどの子供にもどの学校にも起こりうるものであり、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。また、何度も繰り返されたり集団から集中的に行われたりすることで、生命また身体に重大な危険を生じさせ得るものである。

また観衆や傍観者の存在もいじめを許容する影響があることを踏まえると、学校の中で児童の様子を把握できる教職員の役割は重要である。教職員の意識のずれもいじめを助長させたりいじめそのものの発生を誘発したりする要因もあることから、下の基本認識を全教職員で共有し、学校運営に当たるものとする。

- ① いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- ② いじめはいじめられた側およびいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- ③ いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であるため研鑽に励む。
- ④ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑤ いじめはその行為の様子により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に触れることがある。

(2) いじめの未然防止、早期発見・事案対処・各種連携

項	教職員の取組みの具体
未然防止	<ol style="list-style-type: none">1 いじめは決して許されない行為であるという指導を徹底する。2 分かる授業作りと秩序のある授業経営を目指す（特別活動と道徳教育の充実）。3 子供同士のつながりを作る「絆づくり」「居場所作り」の学級経営を行う。4 互いの人格を尊重し合う対人関係の構築と自己有用感と自尊心を育成する。5 コミュニケーションスキルとストレスへの対処法を併せて指導する。6 教職員間で意思疎通を図り、協働意識の醸成を図る。7 教員であることの自覚を持ち、言動に責任を持つ。（いじめ誘発・助長・黙認しない言動）8 児童の言動に細心の注意を払い、危機管理意識を持つ。9 P D C Aサイクルによる取組の状況を確認する。10 児童が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動を位置付ける。
早期発見	<ol style="list-style-type: none">1 児童の些細な変化に気付けるよう個々のセンサーを磨く。2 何かの兆候を見付けたとき「いじめではないか」という疑いの目もち対応する。3 気づきを些細なものと片付けず、必ず他者と共有し、上司に相談し、組織で動く。
事案対処	<ol style="list-style-type: none">1 児童の安全確保2 報告・相談し、組織での対策作りと一貫した対応3 正確な事実確認（被害者、加害者、第三者の順に聴取）4 家庭・市教委への連絡・相談5 事案に応じた関係機関との連携6 事案に応じた教育相談
各種連携	<ol style="list-style-type: none">1 PTA・関係機関とのいじめに関する協議開催2 学校評議員・学校運営協議会の組織を活用した地域連携（学校評価を取り入れた組織連携）3 地域で見守る意識の醸成と連携の強化4 「学校いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載、及び年度当初の説明（児童・保護者・関係機関）をする。

(3) 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を、年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

- ① いじめ問題に関する校内研修（7月、12月）
- ② いじめ問題への取り組みについてのチェックシートによる自己診断（年2回）

2 いじめ等の対策委員会の設置について（法22条）

いじめ防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」構成員	取り組み内容
委員長：校長 副委員長：副校長 委員：教務主任、生徒指導主事、養護教諭、 該当児童担任、特別支援コーディネーター (毎月の定例会は全教員)	・いじめ防止基本方針策定 ・いじめにかかわる研修会の企画立案 ・アンケート調査及び教育相談（年2回） ・未然防止、早期発見の取組 ・いじめ事案への対応、対策 (事実関係の把握、いじめの可否判断)

【開催時期】

- ・月1回を定例会（職員会議時・教員全員参加）とする。
- ・いじめ事案を察知した時点で緊急開催をし、事態収束まで随時開催とする。

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 教職員の心構え

- ・いじめは教職員の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装ったりし、いじめと判断しにくい面もあることから、些細な兆候も見逃さず、いじめではないかと疑いを持って早期の段階から関わりを持つことを心がける。
- ・気になる事象は、軽視することなく校内の対策委員会に報告をする。
- ・児童との信頼関係の構築に努めると共に、感性を磨き危険信号を見逃さないこと、情報交換を密にし組織で当たることを心がける。

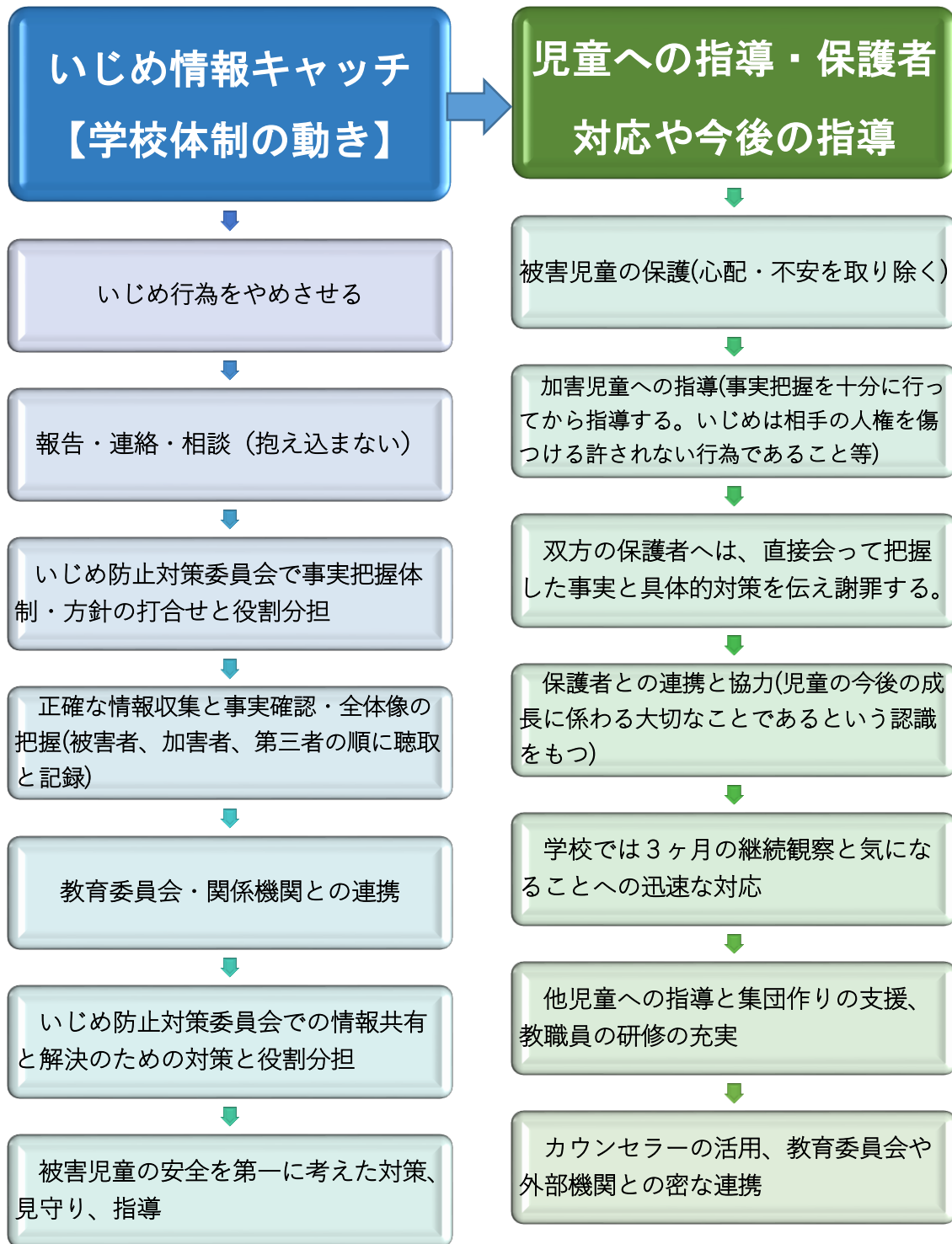
2 取組みの具体【取組みの具体】

いじめの早期発見のために	いじめアンケートおよび教育相談の実施
① 定期（臨時）アンケートの実施 ② HyperQ uの実施と分析 ③ 教育相談の実施 ④ 保護者用いじめチェックシートの活用 ⑤ 教職員間の観察と交流、「いじめ対策委員会」への迅速な報告 ⑥ 保護者・地域との情報交換	① 児童を対象としたアンケート調査（6月、11月）の実施と、担任による個別面談（児童全員）の実施 ② 学期末の保護者面談（7月、12月）の際には、アンケート調査と個別面談の結果も内容に加える。 ③ 教育相談週間の実施（SCの活用）

IV いじめの問題に対する対応（早期対応・組織的対応）

いじめ事案の発見・通報を受けた際には、被害児童の保護を最優先にし、教職員個々で抱え込まず組織で対応する。毅然とした対応はもちろんのこと、形式的謝罪ではなく、真に被害児童が安心して学校に登校できることに主眼を置き対応する。いじめた児童についても人格の成長を視点に置き、委員会の方針を立て共通理解の下指導に当る。

1 いじめ対応の基本的流れ



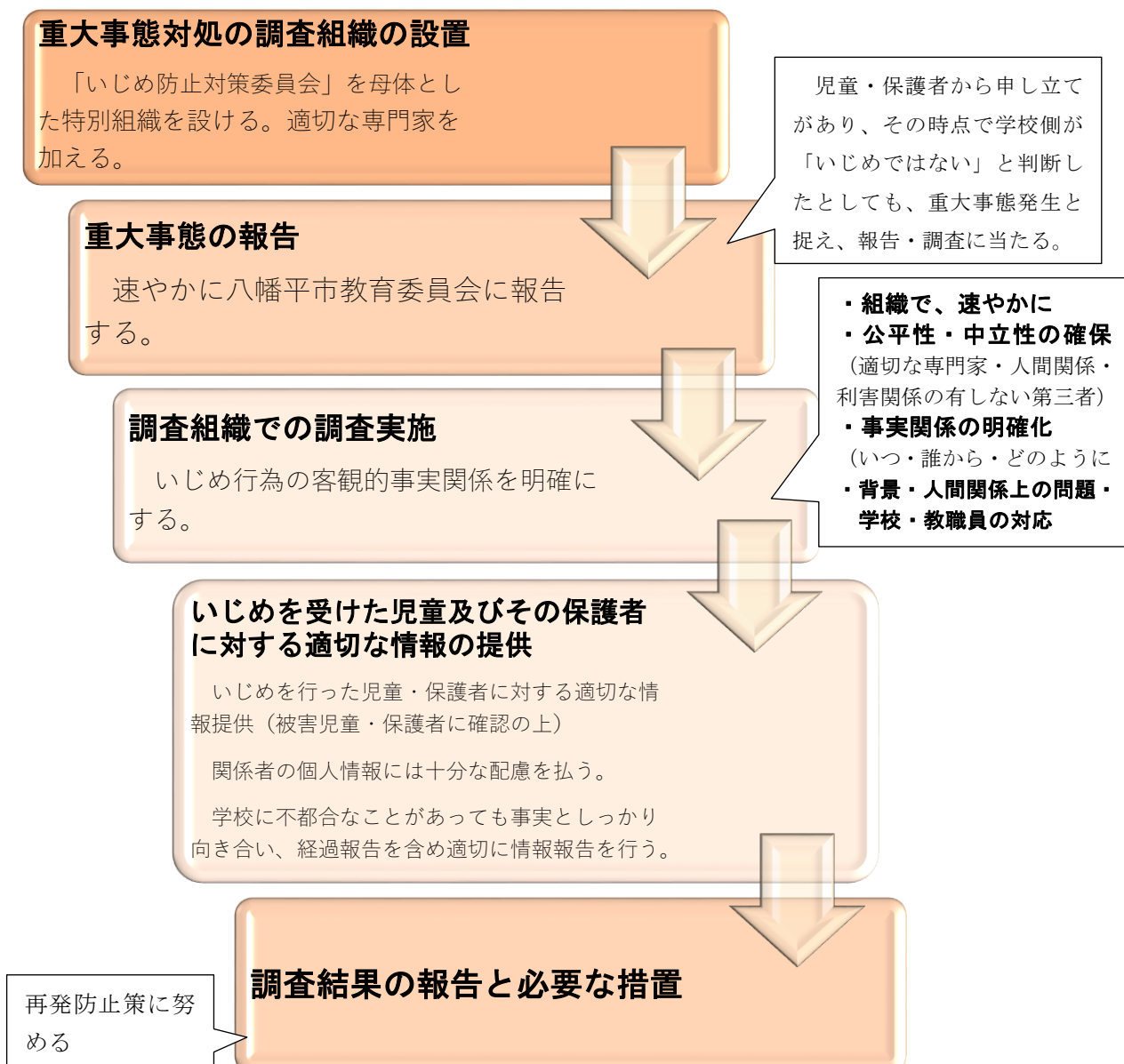
2 重大事態への対処

本基本方針、「いじめの防止のための基本方針（国）」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態とは

- ① 「生命・心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあるとき
例) ・児童が自殺を企画した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合など
- ② 「相当の期間学校を欠席」することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき
・不登校の定義を踏まえ、目安は年間30日。ただし、児童の欠席が一定期間連続している場合は迅速に対応
- ③ 「生徒や保護者から、いじめられて重大事態に陥ったという申し出」があった場合

(2) 重大事態への対処事項



3 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、八幡平市教育委員会および警察署と連携して対処する。

4 ネットいじめへの対応

- ① 不適切な書き込みを発見した場合、印刷・保存をすると共に、「いじめ防止対策委員会」で対応を協議し、関係児童からの聞き取り調査と共に、被害児童及び保護者の心のケアを行う。
- ② 「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、八幡平市教育委員会と連携し、プロバイダ等に情報の削除を求める。
- ③ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ④ インターネットの利用環境についての家庭の理解・協力を得ると共に、「情報モラル研修」を開催し、児童・保護者の啓蒙・啓発活動を行う。

V その他

1 学校評価と教員評価について

(1) 学校評価について

- ① 児童や地域の状況を十分に踏まえた目標を当てて、いじめの多寡のみではなく目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づいた評価項目を位置付ける。

(2) 教職員評価について

- ① いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解や未然防止、早期発見、迅速で適切な対応ができたかを評価する。
- ② 組織的対応ができたか、分掌として適切に動けたかを評価する。

2 家庭や地域、関係機関との連携について

(1) 情報提供について

- ① 学校基本方針の内容を保護者や地域住民に公開し、理解と協力を得る。
- ② 入学時・年度の開始時に児童・保護者・関係機関等に説明する。

(2) 組織的連携について

- ① 学校評議員や学校運営協議会等の組織を活用し情報収集に努めると共に、常に見守り、いじめの問題を協議し、地域と連携した対策を推進する。
- ② 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにする。

【参考資料】生徒指導提要（改訂版）